

東京医科大学－工学院大学－東京薬科大学 包括連携協定書

東京医科大学（以下「甲」という。）、工学院大学（以下「乙」という。）及び東京薬科大学（以下「丙」という。）は、教育研究の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三大学の理念、特色、立地環境等を活かした医薬工連携活動を通じて、相互の教育及び研究の一層の進展をめざすとともに、地域貢献、産学官連携、国際交流などの活動を通じて、我が国及び地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 本協定による主な連携内容は、次のとおりとする。

- 1) 学術研究に関すること
- 2) 学部学生及び大学院生の教育、研究に関すること
- 3) 教員の相互交流に関すること
- 4) 産学官連携など国内外の機関等との連携に関すること
- 5) 地域社会との連携に関すること
- 6) 防災・減災及びボランティア活動等に関すること
- 7) 災害時における協力並びに支援に関すること
- 8) 三大学における連携大学院設置を前提とした活動に関すること
- 9) 国際交流に関すること
- 10) その他三大学が必要と認め合意した事項

（協議）

第3条 前条に掲げる連携内容の具体化を図るときは、三大学協議の上、実施内容及び実施方法等を定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、2010年9月17日から2011年9月16日までとする。

ただし、期間満了の3カ月前に三大学いずれかより本協定を終了させる申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、正本3通を作成し、甲乙丙各1通を保有する。

2010年9月17日

甲 東京医科大学

乙 工学院大学

丙 東京薬科大学

学長

学長

学長

臼井正彦

水野明哲

長坂達夫